

平成 20 年度 予算 編成 要領

第 1 予算編成の基本方針

本年 9 月、和歌山県の今後 10 年間の財政収支について、平成 19 年度当初予算の財政構造を前提として機械的に試算し、現在の財政構造が一定の前提の下で将来的に持続可能かどうかを見通してみた。

その試算結果によれば、単年度の収支不足額は、「行財政改革推進プラン」対象期間中の平成 21 年度までは約 150 億円前後に抑えられているものの、平成 22 年度以降は約 250 ～ 400 億円に上ると見込まれ、平成 29 年度における財政調整基金・県債管理基金の不足額累計は、2,637 億円となっており、一定の前提条件の下ではあるが、現在の財政構造は将来的に持続不可能なものであることが示されたといえる。

本県では、現在、元気な和歌山を創造するための「新長期総合計画」の策定作業を進めているところであるが、同計画に盛り込むべき各種施策は、将来にわたって持続可能な財政基盤なくして推進することができない。

そこで、平成 20 年度予算編成においては、和歌山の活性化と財政健全化を同時に追求することを基本方針とし、施策の選択と集中を図り、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することにより、元気な和歌山の創造に向けた施策を積極的に展開することとしたい。

第 2 総括的事項

1 『元気な和歌山の創造』

(1) 平成 20 年度予算は「新長期総合計画」の初年度の予算となるため、同計画の将来像の実現のための施策・事業に重点化する必要がある。

このため、本年度当初から元気な和歌山の創造に資する新規施策として議論を積み重ねてきた「新政策」（「新政策」の重点分野については（注）参照。）に位置付けられた事業（以下「新政策事業」という。）については、積極的に要求を受け付けることとし、原則として要求限度額を設定しない。

(2) 新政策事業その他の新規事業の実施期間は、洗い直しの徹底及び事業の効率的な執行等を図るため、3 年以内を原則とし、終期を明示すると共に、後年度の負担を明らかにすること。

（注）「新政策」の重点分野

1. 未来を拓くひたむきな人間力の育成

- ・ 初等・中等教育における和歌山モデルの確立
- ・ 国体開催を視野に入れた青少年の体力・競技力の向上

2. 生涯現役で誰もが活躍できる社会の実現

- ・ 少子化対策の強化
- ・ 医師の確保や地域医療の充実
- ・ 健康長寿・がん対策の推進

3. 国際競争力のあるたくましい産業の育成

- ・ 元気企業の誘致・育成支援
- ・ 農林水産物の販売促進
- ・ 紀州林業の復権
- ・ 農業王国わかやまの創造

4. 癒しと感動を与える誇れる郷土づくり

- ・ 観光資源の売り出し促進
- ・ 世界遺産の戦略的・総合的な整備
- ・ 健全なマリレジャーの推進
- ・ 景観と自然環境の適切な保全
- ・ わかやま田舎暮らしの支援
- ・ 地球温暖化対策と循環型社会の構築

5. 県民の命と暮らしを守る安全・安心の確立

- ・ 東南海・南海地震対策の充実
- ・ 水害・土砂災害対策の推進
- ・ 犯罪・交通事故の撲滅

6. にぎわいと交流を支える公共インフラの整備

- ・ 交通ネットワークの整備
- ・ 情報基盤の充実

2 『健全な財政の実現』

(1) 平成20年度予算編成を持続可能な財政構造への転換に向けた一里塚とするため、「行財政改革推進プラン」の着実な実施に加え、本年度当初より「聖域なき見直し」を掲げて行ってきた事業評価を踏まえ、以下の視点から総点検を実施すること。

県行政の守備範囲を明確にするとともに、県行政の責務・責任領域とされる事業についても、民間活力の導入等による業務の削減・簡素化を積極的に図る。

新政策事業などの追加財政需要に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存施策の廃止・縮小を図る。

(2) 要求限度額については、平成19年度当初予算の県負担額から、既存事業については原則として10%、公共事業及び県単独投資事業は国に準じて3%の削減を行うこととする。なお、要求にあたっては、各事業毎の一律削減は厳に慎み、各部局の施策全般について優先順位を考慮の上、重点化を行うこと。

また、税収及び交付税、国の制度改正等の動向により、更なる見直しを求めることもあり得るので留意のこと。

(3) 要求にあたっては、年度内に見込まれる財政需要を積算するのは当然であるが、一方で多額の不用額が生じている状況に鑑み、事業費の精査を徹底し、過大な見積もりにならないよう、過去の決算状況等も勘案し適切に所要額を見積もること。

(4) 経済情勢の推移を見極めるとともに、各省庁の概算要求状況や予算措置状況、地方財政措置の動向に留意し、財源の確保に最大限努めること。

第3 個別事項

1 歳入に関する事項

(1) 県 税

今後の経済情勢の推移等を十分見極めるとともに、負担の公平性を確保するために徴収率の向上を図り、見込み得る額を適切かつ最大限計上すること。

(2) 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

地方財政計画や過去の実績を勘案の上、見込み得る額を適切かつ最大限計上すること。

(3) 国庫支出金

国の動向等を十分見極め、適正な額を計上し、過大見積もりや年度途中における大幅な補正が生じないように留意すること。

また、国の概算要求の状況等も精査し、現在県単独で実施している事業について、国庫対象となるものがないか十分に検討すること。

(4) 分担金及び負担金

事業内容、受益の程度、他事業との均衡等を勘案して必要な見直しを行い、負担の適正化を図ること。

(5) 使用料及び手数料

対象件数を的確に把握し、適正な額を計上すること。

また、有料施設にあっては、新たな観点から料金収入の増収に努めること。

(6) 財産収入、諸収入、その他の収入

従来の実績を精査するとともに、徴収方法の改善等創意工夫により極力増収に努め、見込み得る額を最大限計上すること。

(7) 県 債

中長期的な財政の安定的運営を確保するため、長期債の導入等により極力公債費の増嵩を抑制することとし、地方債計画等に基づく適正な充当可能額を計上すること。

(8) その他

一般財源扱いとなる歳入については、財源確保の観点からあらゆる収入を洗い直し、可能な限りの額を計上すること。

2 歳出に関する事項

(1) 職員費（報酬を除く人件費）、公債費、諸支出金

年間所要額を計上する。

「行財政改革推進プラン」を踏まえ、事務の簡素化や民間委託等の活用、適正な人員の再配置に努めることにより、人件費総額を縮減することとする。また、賃金支弁職員についても、その削減に努めること。

なお、政令等によらない増員要求は、原則として認めない。

(2) 政策経費

政策推進費

ア 特定施策費

(ア) 義務的経費

法令等国の制度に基づき実施する「扶助費」、「補助費」などの義務的経費については、過去の決算額等を検証のうえ、適正な年間所要額を見積もること。

(イ) 積立金

一般財源による新たな基金積立では、原則として行わない。

(ウ) 繰出金

特別会計についても、この要領を踏まえ、必要かつ最少の経費を見積もることにより、繰出金の縮減を図ること。

(エ) 出資金、貸付金

目的・効果・条件及び実績等、制度全般にわたる検討を加え、資金の効率的な活用に留意して所要の額を適正に見積もること。

(オ) 予備費

前年同額を計上する。

イ 大規模施策費

特定の施策の推進のため、短期間に相当の支出を必要とするものとして事前協議済みの経費については、適正かつ必要最小限の所要額を見積もること。

各種建設事業については、新たな施設の建設は、原則として協議済みの事業のみとし、現在計画中の事業についても、必要性の観点から再度熟慮したうえで、公共施設としての使用目的に応じた適正な規模、構造等のほか、後年度負担にも留意し、極力、工事費の抑制に努めること。

また、料金収入等受益者負担を前提として運営される施設の計画については、あらかじめ採算性や運営主体、運営方法等を十分検討すること。

ウ 一般事業費

既存事業については、事業評価等を踏まえ、事業の総点検を行うとともに、新規・既存を問わず、施策のより一層の重点化・効率化を図ること。

このため、事業の優先順位の吟味、目標・期限の設定、費用対効果や後年度財政負担の検討、組織・人員増をもたらさないための工夫はもとより、事業の実施効果の定量的検証を行い、事業の統廃合等思い切った見直しを行うこと。

物件費については、一部を除き「標準事務費」として整理するので、各部局の主体的判断により、過去の決算額等を勘案のうえ、必要な科目に計上して要求すること。

基盤整備費

ア 特定公共事業費

(ア) 国直轄事業負担金

国の事業計画を的確に把握し、所要額を適正に見積もること。

(イ) 災害復旧事業費

過去の実績等を勘案し、年間所要見込額を適正に見積もること。

イ 一般公共事業費

公共事業費については、国の公共投資の方針や各省庁の予算措置の動向に留意したうえで、地域の実情も踏まえ、従前以上に緊要性の高い事業や箇所に重点的・効率的に配分するよう配意するとともに適正に見積もること。

また、近年、減少傾向にあるものの、なお多額の繰越が生じていることに鑑み、用地取得の見通し等、年度内執行の可能性についても十分に留意すること。

なお、県単独投資も含めた公共工事については、重点投資及びコスト縮減対策の推進、客観的な評価による効率性の確保等により、一層の効果的・効率的な実施に努めること。

ウ 県単独投資事業費

県単独投資については、年度内執行の可能性、投資効果、地域の実情等を十分検討し、公共事業との関連性を考慮の上、緊要性や優先順位に従って事業を厳選することにより、重点整備を図ること。

(3) その他留意点

行政改革の観点から、事務の簡素化・合理化及び効率化を図り、なお一層の節減に努めることとし、要求基準の趣旨に沿い必要最小限度を見積もること。その際、平成16年度に示した「コスト削減取組指針」を踏まえ、事業費や各種単価等の設定にあたっては、なお一層の精査を行うとともに、競争原理の導入等契約の締結方法の見直しを行うこと。

また、「和歌山県人権施策基本方針」を踏まえ、人権尊重の社会づくりに十分配慮すること。

さらに、環境に及ぼす負荷の低減の観点から「和歌山県地球温暖化防止実行計画」等を積極的に推進し、「地産地消」の観点から、県産品・県産材の積極的な活用に努めること。

国庫補助事業

国庫補助事業であっても、その事業効果や随伴して県費を投入する意義等について、先例にとらわれることなく主体的に判断のうえ、県勢発展のために真に必要なもののみ要求すること。

法令に基づかない補助金・負担金

これらについては、従来からも行政の財政的関与の必要性、補助目的、効果等の観点からの検討を加えてきたところであるが、平成20年度予算についても、「県単独補助金の見直しについて」（平成16年8月12日付け財第128号）の趣旨を踏まえ、要求段階においてその必要性を十分に吟味し、積極的に整理・統合、廃止・縮小などの見直しを行うこと。

特に、費用対効果の観点、事業効果が希薄と思われる補助金・負担金については徹底して見直しを図ること。

行事（イベント）や審議会等

イベント、啓発等の事業で、十分な事業効果が見られないものや多大な労力を要するもの等について、手法の見直しも含め、ゼロベースから必要性を検討すること。

なお、地方分権の流れを受け、今まで法律や政令等により義務づけられていた各種審議会の設置の必要性をはじめ、引き続き全体的に事務内容の見直しを行うこと。

県有施設の運営

県有施設の運営については、「指定管理者制度」や「市場化テスト」等の積極的な導入を図り、経費節減に努めることはもとより、特に有料施設にあつては、県民の利便性の向上、利用率の向上を図る工夫を行うこと。

試験研究機関

試験研究機関については、意欲ある試験研究を発掘し、固定観念にとらわれることなく、その活性化策を積極的に展開し、県勢の発展に寄与する成果の実現に更に努めること。

コンピュータ・システム開発等の経費

コンピュータ・システム開発等の経費については、「和歌山県情報処理規程」に基づき、あらかじめ情報システム課による協議・審査を経たうえで要求すること。

なお、情報システム課への協議は、審査に時間を要する場合がありますので、時間的余裕を持って行うこと。

第4 特別会計等

1 特別会計

特別会計についても、一般会計に準じ編成することとする。

財源不足額について、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期的な視野での会計の健全かつ安定的運営に努めること。

また、公営企業（準公営企業を含む）会計については、独立採算性の原則及び経済性を十分認識し、所管する事業を徹底して見直すなど、その内容について従前以上に厳しく精査し、収益の確保に全力をあげて努めること。

なお、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、事業の一層の自立性の強化と経営改革の推進を図ること。

2 公社等

事業計画、予算の策定にあたっては、この通知の趣旨はもとより、収益の確保、経費削減、資金調達・運営方法の見直しなど経営の合理化に努め、長期的な視野での健全経営の確保を図るものとし、安易に財政援助を期待することのないよう関係各部署において指導を徹底すること。